

平成26年度 高齢者虐待対応状況調査結果について

1 調査の概要

- (1) 当該調査は、厚生労働省老健局高齢者支援課からの依頼により、各市町村に照会した結果を取りまとめたものである。
- (2) 調査対象は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に虐待の事実確認を行った件数等である。

2 調査結果の概要

(1) 家庭内虐待の状況

25年度中に通報等を受理し、事実確認調査が26年度となった3件を含む。

(単位：件)

	区分	平成26年度(A)	平成25年度(B)	増減(A-B)	比率 (平成26年度)
1 相談・通報の状況	相談・通報対応件数(件) (26年度中に通報等を受理した事例)	198 (195)	232 (225)	-34 (-30)	
	介護支援専門員	75	72	3	
	被虐待者本人	24	23	1	
	警察	24	14	10	
	市町村行政職員	21	19	2	
	家族・親族	21	44	-23	
	介護保険事業所職員	17	14	3	
	民生委員	16	25	-9	
	医療機関従事者	10	17	-7	
	近隣住民・知人	9	12	-3	
	虐待者自身	2	0	2	
	不明(匿名を含む)	0	0	0	
	その他	13	12	1	
	計	232	252	-20	
事実確認の状況(件)	訪問	115	169	-54	
	関係者からの情報収集	76	51	25	
	立入調査	5	6	-1	
	調査不要と判断	1	1	0	
	対応を検討中	1	5	-4	
	計	198	232	-34	

26年度中に通報等を受理した195件の内訳で、重複あり。

25年度中に通報等を受理し、事実確認調査が26年度となった3件を含む。

区分		平成26年度(A)	平成25年度(B)	増減(A-B)	比率 (平成26年度)	
2 虐待の内容	1のうち虐待と判断した件数(件)	106	132	-26	<p>26年度中に虐待と判断した108人の類型で、重複あり。</p>	
	身体的虐待	65	89	-24		
	心理的虐待	52	68	-16		
	経済的虐待	37	42	-5		
	介護放棄等	28	33	-5		
	性的虐待	2	2	0		
	計	184	234	-50		
	性別虐待者(人)の	男	19	31	-12	<p>1件の事例に対し、被虐待者が複数の場合があるため、上記106件と一致しない。</p>
		女	89	102	-13	
		不明	0	0	0	
計		108	133	-25		
3 被虐待者の状況	被虐待者の年齢(人)	65-69歳	3	16	-13	
		70-74歳	13	14	-1	
		75-79歳	24	28	-4	
		80-84歳	24	26	-2	
		85-89歳	29	30	-1	
		90歳以上	15	19	-4	
		不明	0	0	0	
		計	108	133	-25	
	被虐待者の介護保険の申請(人)	認定済み	80	86	-6	
		未申請	24	39	-15	
		申請中	3	5	-2	
		認定非該当(自立)	1	3	-2	
		不明	0	0	0	
		計	108	133	-25	
	介護保険認定済者の要介護度(人)	要支援1	7	6	1	
		要支援2	8	11	-3	
		要介護1	15	19	-4	
要介護2		24	15	9		
要介護3		12	15	-3		
要介護4		10	13	-3		
要介護5		4	7	-3		
不明		0	0	0		
計	80	86	-6			

区分		平成26年度(A)	平成25年度(B)	増減(A-B)	比率(平成26年度)
3 被虐待者の状況	介護保険認定済者の認知症日常生活自立度(人)				
	自立又は認知症なし	6	4	2	<p>認知症はあるが自立度不明 1.3%</p> <p>認知症の有無が不明 7.5%</p> <p>自立又は認知症なし 13.8%</p> <p>自立度I 13.8%</p> <p>自立度II 42.5%</p> <p>自立度III 23.8%</p> <p>自立度IV 8.8%</p> <p>自立度M 0.0%</p> <p>自立度M 2.5%</p>
	自立度I	11	16	-5	
	自立度II	34	27	7	
	自立度III	19	21	-2	
	自立度IV	7	8	-1	
	自立度M	0	1	-1	
	認知症はあるが自立度不明	2	5	-3	
	認知症の有無が不明	1	4	-3	
計	80	86	-6		
日常生活を送るために何らかの見守りを必要とする方(自立度II～M 計60人(75.0%))					
4 世帯の状況	虐待者との同居・別居(人)				
	虐待者と同居	54	76	-22	<p>虐待者と同居 50.0%</p> <p>虐待者及び他家族と別居 35.2%</p> <p>虐待者と別居 13.0%</p> <p>その他 1.9%</p> <p>不明 0.0%</p>
	虐待者及び他家族と別居	38	32	6	
	虐待者と別居	14	23	-9	
	その他	2	0	2	
	不明	0	2	-2	
計	108	133	-25		
5 虐待者の状況	世帯構成(人)				
	未婚の子と同居	27	30	-3	<p>未婚の子と同居 25.0%</p> <p>夫婦のみ世帯 17.6%</p> <p>夫婦と同居 13.0%</p> <p>配偶者と離別・死別等した子と同居 11.1%</p> <p>単独世帯 9.3%</p> <p>その他③(他の選択肢に該当しない場合) 9.3%</p> <p>その他②(非親族と同居) 0.9%</p> <p>不明 0.0%</p> <p>その他①(その他の親族と同居) 13.9%</p>
	夫婦のみ世帯	19	28	-9	
	その他①(その他の親族と同居)	15	14	1	
	子夫婦と同居	14	8	6	
	配偶者と離別・死別等した子と同居	12	27	-15	
	単独世帯	10	15	-5	
	その他③(他の選択肢に該当しない場合)	10	11	-1	
	その他②(非親族と同居)	1	0	1	
不明	0	0	0		
計	108	133	-25		
5 虐待者の状況	虐待者(人)				
	息子	44	65	-21	<p>息子 37.0%</p> <p>娘 18.5%</p> <p>夫 15.1%</p> <p>息子の配偶者(嫁) 7.6%</p> <p>妻 5.0%</p> <p>兄弟姉妹 3.4%</p> <p>孫 2.5%</p> <p>不明 0.8%</p> <p>その他 10.1%</p>
	娘	22	21	1	
	夫	18	22	-4	
	息子の配偶者(嫁)	9	3	6	
	妻	6	13	-7	
	兄弟姉妹	4	6	-2	
	孫	3	4	-1	
	不明	1	0	1	
	娘の配偶者(婿)	0	1	-1	
その他	12	8	4		
計	119	143	-24		
1人の高齢者に対し、複数で虐待している場合があるため、被虐待者の人数108人とは一致しない。					

区分		平成26年度(A)	平成25年度(B)	増減(A-B)	比率 (平成26年度)
6 対応状況	分離の有無(人)				
	虐待者と被虐待者を非分離	51	72	-21	<p>25年度中に虐待と判断した事例で対応が26年度となった17人を含む。</p>
	虐待者と被虐待者を分離	46	64	-18	
	対応を検討中	4	4	0	
	その他	24	34	-10	
計	125	174	-49		
上記のうち分離の内訳(人)					
契約による介護保険サービスの利用	14	32	-18		
医療機関への一時入院	10	14	-4		
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	5	2	3		
緊急一時保護	5	5	0		
その他	12	11	1		
計	46	64	-18		
上記のうち非分離の内訳(人)					
養護者に対する助言・指導	30	36	-6	<p>非分離51人の内訳で、重複あり。</p>	
経過観察(見守り)	16	17	-1		
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	13	13	0		
被虐待者が介護保険サービスを新たに利用	6	11	-5		
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	2	8	-6		
養護者が介護負担軽減のために事業に参加	1	1	0		
その他	6	17	-11		
計	74	103	-29		
成年後見制度の利用状況(人)					
成年後見制度利用開始済み	5	2	3	<p>26年度中の対応合計人数125人の利用状況</p>	
成年後見制度利用手続き中	1	5	-4		
計	6	7	-1		
(6人の内数)市町村長申立あり	4	4	0		
(")市町村長申立なし	2	3	-1		
日常生活自立支援事業利用開始(人)	3	4	-1		

(2) 施設内虐待の状況

区 分	内 容
①虐待の件数	1 件
②虐待の状況	
被虐待者の状況 (4名)	①被虐待者 1 ・性 別：男 ・年 齡 階 級：80～84歳 ・心身の状態等：要介護 5 ②被虐待者 2 ・性 別：女 ・年 齡 階 級：85～89歳 ・心身の状態等：要介護 4 ③被虐待者 3 ・性 別：女 ・年 齡 階 級：90～94歳 ・心身の状態等：要介護 4 ④被虐待者 4 ・性 別：女 ・年 齡 階 級：95～99歳 ・心身の状態等：要介護 3
虐待の類型	身体的虐待
③虐待に対してとった措置	・施設等に対する指導 ・改善計画の提出
④虐待を行った施設等のサービス種別	介護老人保健施設
⑤虐待を行った従事者等の職種	介護職員(4名)

(参考)

(1) 市町村は養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報又は届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、都道府県に報告しなければならないこととされています。

(高齢者虐待防止法第 2 2 条)

(2) また、都道府県は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表することとされています。(高齢者虐待防止法第 2 5 条)